

北海道PPP／PFI手法導入優先的検討規程 (解説)

平成31年4月
(令和6年1月改訂)

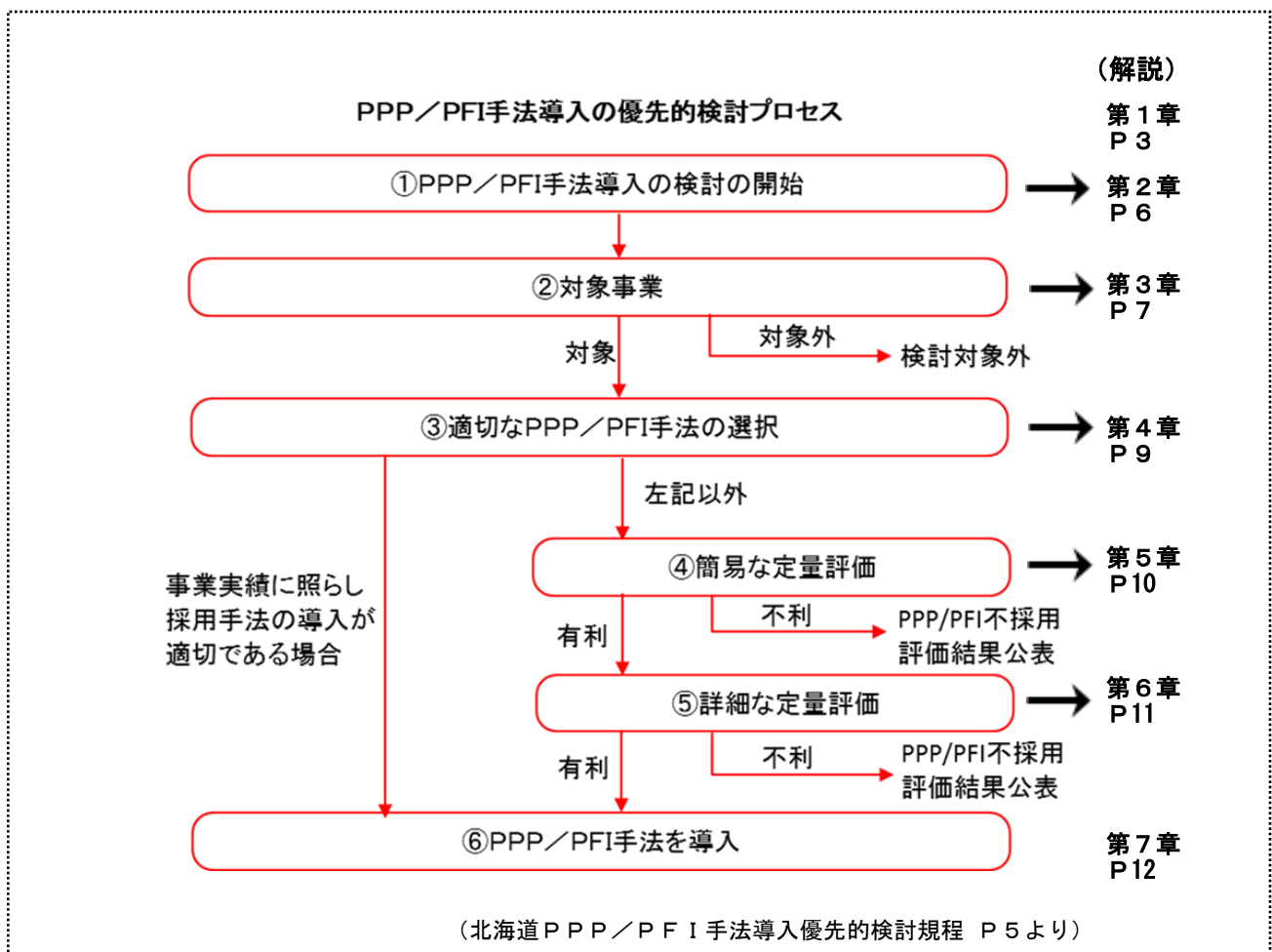
はじめに

厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備を進めるとともに、新たな事業機会の創出などを実現していくためには、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP/PFI手法を拡大することが必要となっています。

このため、道では、公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するため、平成29年3月に「北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程」（以下「優先的検討規程」という。）を策定しています。

民間事業者の技術的能力等を活用する効果が認められる公共施設整備事業に当たって、この優先的検討規程の理解をより深めてもらうため、この度、具体的な解説や参考資料をまとめた解説書を本書のとおり作成しましたので、今後、PPP/PFI手法導入の検討を行う際に、本解説書も合わせて活用してください。

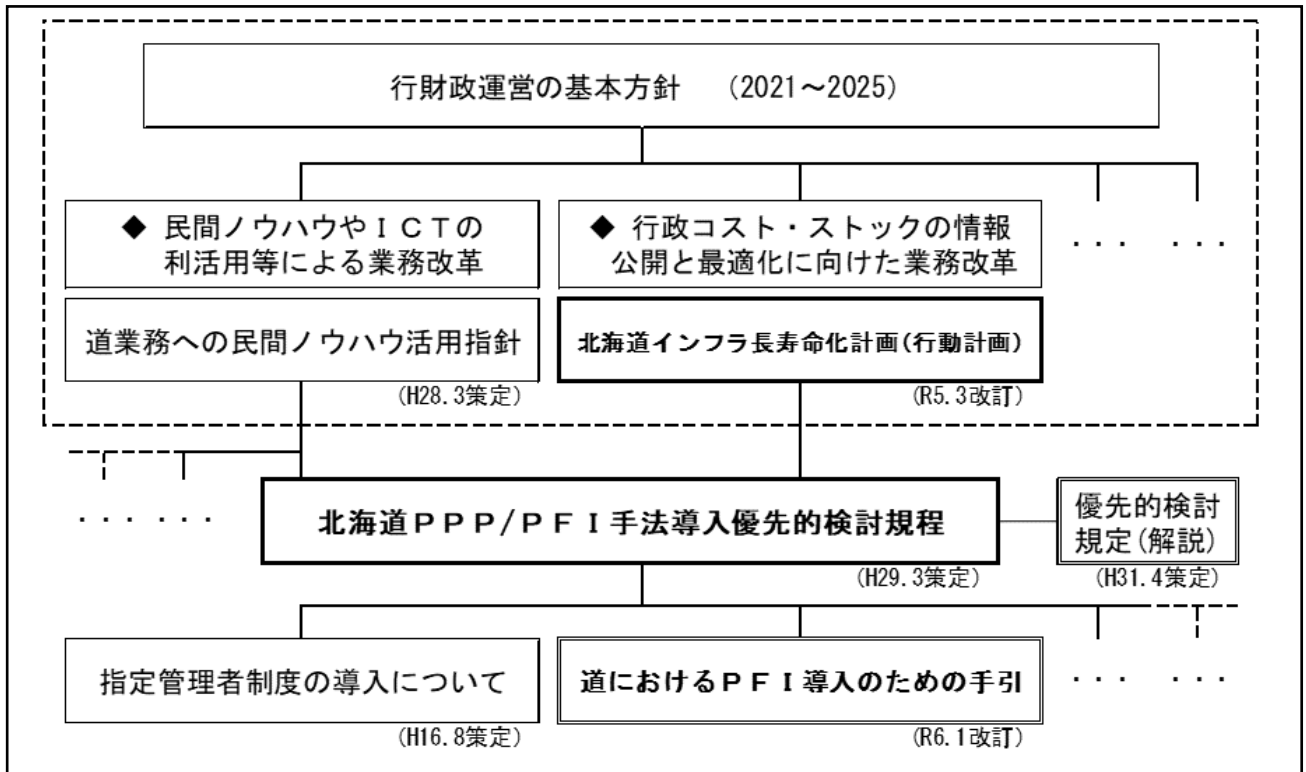
なお、この解説書は必要に応じて、PPP/PFI推進会議などで見直しを行うこととします。



(参考) 道におけるPPP/PFI推進のための施策体系

道におけるPPP/PFI推進における施策体系について、次のとおり整理しています。

- ・ 北海道インフラ長寿命化計画（令和5年3月改訂）
 - … 公共施設等の施設整備におけるPPP/PFIの積極的な活用を明示
- ・ 北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程（平成29年3月策定）
 - … PPP/PFIの活用検討における考え方を明示
- ・ 道におけるPFI導入のための手引（令和6年1月改訂）
 - … PFI手法導入のための手引書として位置づけ



第1章 総則

1 目的

本規程は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、道民等に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) P F I 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- (2) 公共施設等 P F I 法第2条第1項に規定する公共施設等
- (3) 公共施設整備事業 P F I 法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (4) 利用料金 P F I 法第2条第6項に規定する利用料金
- (5) 運営等 P F I 法第2条第6項に規定する運営等
- (6) 公共施設等運営権 P F I 法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- (7) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、道民等に対するサービスの提供を含む
- (8) 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な P P P / P F I 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること
- (9) 指針 多様な P P P / P F I 手法導入を優先的に検討するための指針（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）

3 対象とする P P P / P F I 手法

本規程の対象とする P P P / P F I 手法は次に掲げるものとする。

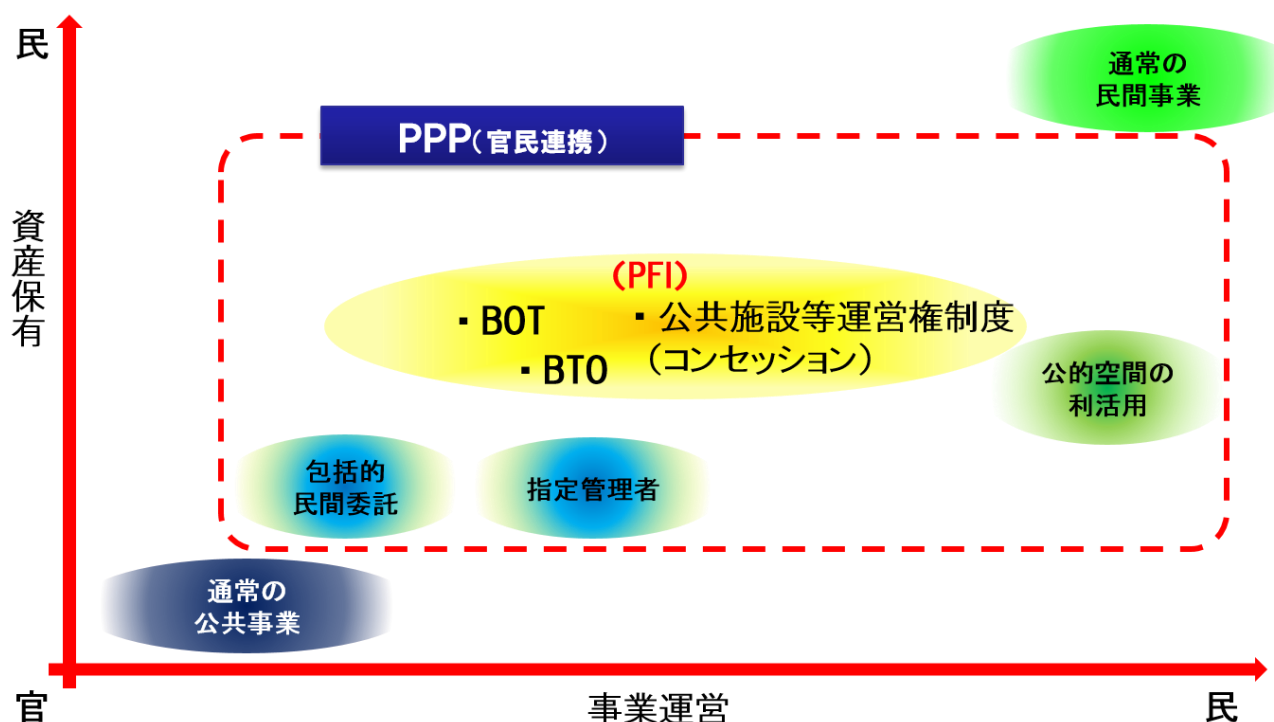
ア 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託 O（運営等Operate）方式
イ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	B T O 方式（建設Build-移転Transfer-運営等Operate） B O T 方式（建設Build-運営等Operate-移転Transfer） B O O 方式（建設Build-所有Own-運営等Operate） D B O 方式（設計Design-建設Build-運営等Operate） R O 方式（改修Renovate-運営等Operate） E S C O
ウ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	B T 方式（建設Build-移転Transfer）（民間建設買取方式） 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。）

【解説】

○ PPP (Public Private Partnership: 官民連携) とは、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的利用や行政の効率化等を図るものであり、PFIはその一類型です。

PFI (Private Finance Initiative) は、PFI法に基づき、公共施設等建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

《 PPP/PFIの概念図 》



○ 本規程の対象は、北海道が管理する施設です。（知事部局、教育委員会、北海道警察、企業局、道立病院局など）

なお、地方独立行政法人（北海道立総合研究機構、札幌医科大学）の施設は、独自に優先的検討規程を策定することとなっていることから本規程の対象外となっています。

○ 『2 定義（2）公共施設等』における、「PFI法第2条第1項に規定する公共施設等」とは、具体的には次のとおりです。

- 1 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道その他の公共施設
- 2 庁舎、宿舍その他の公用施設
- 3 教育文化施設、スポーツ施設、集会施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街その他の公益的施設及び賃貸住宅
- 4 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設
- 5 船舶、航空機その他の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）
- 6 これらの施設に準ずる施設として政令で定めるもの

○ 『2 定義(3) 公共施設整備事業』における、「PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業とは、次のとおりです。

公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）のこと

○ 主なPPP/PFI手法ごとの官民の契約形態及び施設の所有者の態様は次のとおりです。

《 PPP/PFI手法ごとの官民間の契約形態、業務範囲、施設の所有者 》

PPP/PFI手法	官民間の契約形態	業務範囲				施設の所有者	資金の調達	
		設計 (Design)	建設 (Build)	維持管理 (Maintenance)	運営 (Operate)			
維持管理／運営等 公共施設の設計／建設・改修／	BTO	事業契約	民間	民間	民間	民間	公共	民間
	BOT	事業契約	民間	民間	民間	民間	民間	民間
	BOO	事業契約	民間	民間	民間	民間	民間	民間
	BT	事業契約	民間	民間	—	—	公共	民間
	RO	事業契約	民間	民間	民間	民間	公共	民間
	DBO	設計・建設は請負契約、維持管理・運営は事業契約	民間	民間	民間	民間	公共	公共
・公共施設の維持管理を行う方式	公共施設等運営権（コンセッション）	事業契約	—	—	民間（※1）	民間	公共	—
	O (Operate)	事業契約	—	—	民間	民間	公共	—
	指定管理者制度	指定（行政処分）	—	—	民間	民間	公共	—
	包括的民間委託	委託契約	—	—	民間	民間	公共	—

※1 PFI法上の「維持管理」には、いわゆる新設又は施設等を全面的に除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含む。）も含まれているため、既存施設（利用料金を徴収する施設に限る。）の改築については、公共施設等運営権方式も含まれる。

（内閣府 PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引 14頁を元に作成）

○ 『3 対象とするPPP/PFI手法』において、ア～ウに掲げられたPPP/PFI手法は策定当時の主な手法を掲げたものであり、近年、Park-PFI（公募設置管理制度）などの新たなPPP/PFI手法が普及していることから、優先的検討を行うに当たり、ア～ウに掲げられた以外の手法の活用検討を制限するものではありません。

第2章 優先的検討の開始

1 優先的検討の開始時期

事業実施部局は、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) 「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」に記載されている「個別施設毎の長寿命化計画」の策定又は改定を行うとき
- (2) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日総務省自治財政局通知）第2の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき
- (3) 「北海道創生総合戦略」の改定を行うとき
- (4) (2)に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合
- (5) 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- (6) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

【解説】

- (1)～(6)においては、具体的な公共施設等の整備方針等が示され、名称・事業内容等が明らかになったときに優先的検討を行ってください。
- 優先的検討開始前後の事業発案段階や事業化検討段階において、民間事業者に意見や提案などを求め、民間事業者との対話を通じ、市場性の有無や実現可能性の把握、民間事業者が有するアイデアの収集等を行う「サウンディング型市場調査（サウンディング）」が有効です。
サウンディングには、事業実施部局自らで実施するサウンディングのほか、産官学金のメンバーで構成される地方ブロックプラットフォームが実施するサウンディングがあります。

第3章 優先的検討の対象とする事業

1 対象事業

次の（１）及び（２）に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- （１）次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- （２）次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - イ 単年度の運営費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

2 対象事業の例外

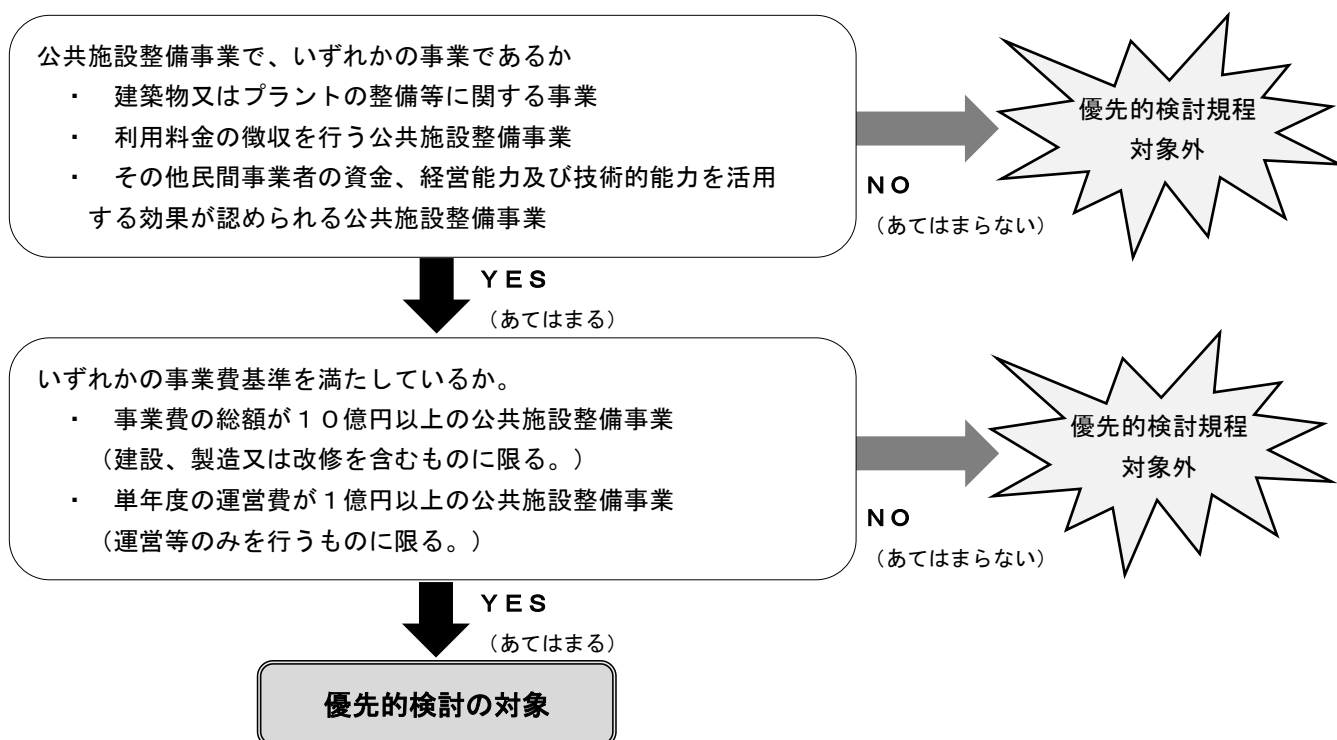
次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- （１）既にPPP／PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- （２）競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- （３）民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- （４）災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

【解説】

- 優先的検討の対象とする事業か否かについては、次のフローチャートを参考に検討してください。

優先的検討対象事業 フローチャート



- 『1 対象事業（1）ア 対象事業における建築物又はプラント』とは以下のものをいいます。
 - 建築物：文教施設、医療施設、斎場、複合施設、社会福祉施設、観光施設、警察施設、
宿舎、事務庁舎等
 - プラント：廃棄物処理施設、水道浄水場、下水汚泥有効利用施設、発電施設等

- 『1 対象事業（2）事業費基準』の考え方
 - ・ アの「事業費の総額」とは、従来型手法で行うことを想定した場合に次の施設整備に係る費用の総額をいいます。
 - 基本・実施設計費、建設・設備工事、その他附帯工事（外構含む）、備品調達費、
工事監理費 等
 - ・ イは、公共施設等の運営等のみを行うものに限り、また、「単年度の運営費」とは、従来型手法で行うことを想定した場合に次の項目で構成される維持管理費用の総額をいいます。
 - 人件費、維持修繕費、光熱水費 等
 - ・ 事業費・運営費は、一体で事業を実施する単位で算出します。例えば、複数の公共施設等を一括して行う（バンドリング）場合は、個々の事業費ではなく、事業全体の事業費となります。
 - ・ 優先的検討規程の趣旨を踏まえ、事業費基準を満たさない場合でも、積極的にPPP／PFI手法の活用について検討を行ってください。

- 『2 対象事業の例外』としている「既にPPP／PFI手法の導入が前提とされている事業」とは、基本構想等で既にPPP／PFI手法を導入することが決定している事業です。

- 優先的検討の対象となった事業については、PPP／PFI手法の導入・非導入のいずれの場合も、PPP／PFI総括担当部局（計画推進課）へ報告してください。

第4章 適切なPPP/PFI手法の選択

1 採用手法の選択

優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、第5章に基づく簡易な検討又は第6章に基づく詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

2 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

前項により選択した採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

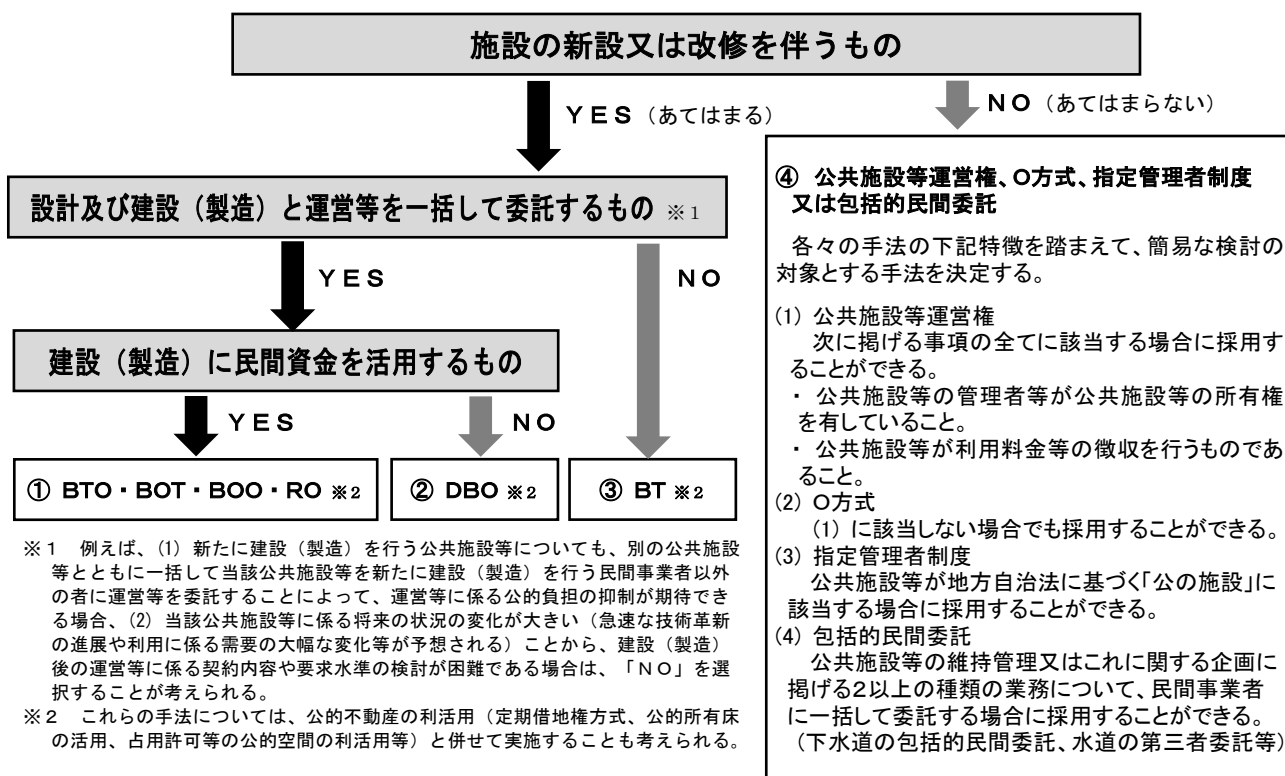
- (1) 指定管理者制度 第5章の簡易な検討及び第6章の詳細な検討の省略
- (2) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式 第5章の簡易な検討を省略し、第6章の詳細な検討を実施
- (3) 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 第5章の簡易な検討を省略し、第6章の詳細な検討を実施

【解説】

○ 『1 採用手法の選択』は、事業の期間、特性、規模等や類似事例を踏まえ、適切な手法を選択してください。

また、手法の選択に当たって、次のフローチャートが参考となります。

採用手法選択フローチャート



※1 例えば、(1) 新たに建設（製造）を行う公共施設等についても、別の公共施設等とともに一括して当該公共施設等を新たに建設（製造）を行う民間事業者以外の者に運営等を委託することによって、運営等に係る公的負担の抑制が期待できる場合、(2) 当該公共施設等に係る将来の状況の変化が大きい（急速な技術革新の進展や利用に係る需要の大幅な変化等が予想される）ことから、建設（製造）後の運営等に係る契約内容や要求水準の検討が困難である場合は、「NO」を選択することが考えられる。

※2 これらの手法については、公的不動産の利活用（定期借地権方式、公的所有床の活用、占用許可等の公的空間の利活用等）と併せて実施することも考えられる。

（内閣府 PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引 22頁）

第5章 簡易な検討

1 費用総額の比較による評価

自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

第4章において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- (1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 公共施設等の運営等の費用
- (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (4) 調査に要する費用
- (5) 資金調達に要する費用
- (6) 利用料金収入

2 その他の方法による評価

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前項の規程にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- (2) 類似事例の調査を踏まえた評価

【解説】

○ 『1 費用総額の比較による評価』における、「簡易な検討」の場合の基本的な流れは次のとおりです。

《「簡易な検討における費用総額の比較」の基本的な流れ》

① 比較対象となるPPP/PFIの絞り込み
<ul style="list-style-type: none">・ 「採用手法選択フローチャート」等を活用し、従来型手法と比較するPPP/PFI手法の絞り込みを行う。・ 必ずしも一つの事業手法に絞り込む必要はなく、導入可能性のある事業手法を複数選択することが考えられる。
② 従来型手法における事業費の設定（PSCの設定）
<ul style="list-style-type: none">・ 従来型手法における事業費（整備費、維持管理費、運営費、利用料金収入等）について、同種施設の事業費を参考とするなどにより設定を行う。
③ PPP/PFI手法における削減率等の数値の設定
<ul style="list-style-type: none">・ 同種施設の事例等や、国の「PPP/PFI手法導入優先的検討規定 策定の手引」の削減率等の数値（整備費等の削減率及び利用料金収入増加率）を参考にしながら削減率等の数値の設定を行う。
④ その他
<ul style="list-style-type: none">・ 資金調達が必要な事業で民間資金の活用が考えられる場合には、官民の資金調達コストの設定を行う。・ また、複数年にわたる公的財政負担を現在価値化して評価する場合は割引率の設定を行う。
⑤ 「簡易な評価」の実施（VFMの算出）
<ul style="list-style-type: none">・ 巻末の「簡易な検討の計算表」の活用等により、従来型手法とPPP/PFI手法の財政削減額の計算を行う。

（内閣府 PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引 36頁）

※ 参考資料として、巻末に「PPP/PFI手法簡易定量評価調書」及び「簡易な検討の計算表」を掲載しています。

第6章 詳細な検討

1 詳細な検討

第5章の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

【解説】

○ 「詳細な検討」とは、専門的な外部コンサルタントへの委託するなどにより、従来型手法と採用手法について、幅広い観点から費用総額等を比較するものです。

具体的には、次の項目について検討します。

- イ 従来型手法及び採用手法の長所及び短所の整理並びに当該短所の解決策の検討
- ロ 採用手法を導入する場合の民間事業者へ委託する業務の範囲及び要求水準の検討
- ハ リスク分担の検討
- ニ 従来型手法及び採用手法を導入した場合それぞれの費用総額の算出及び比較
- ホ 採用手法に公共施設等運営権方式等の既存公共施設等に用いられる手法が含まれる場合にあつては、次に掲げる検討
 - (1) 当該事業の長期契約への適否の検討
 - (2) 既存の公共施設等の状態に関わるリスク分担の検討（開示できる公共施設等の情報の内容を含む。）
- ヘ 採用手法にBTO方式等の設計、建設又は製造及び運営等を一括して委託する手法が含まれる場合にあつては、当該事業の長期契約への適否の検討

○ 簡易な検討、詳細な検討に係る検討費用について

「簡易な検討」では、専門的な外部コンサルタントを活用した詳細な比較を行うことまでは必要としておらず、事業実施部局が自ら実施することを想定しています。

「詳細な検討」は、専門的な外部コンサルタントへの委託を想定しており、事業実施部局が委託費用を準備し、検討を行います。

○ 国等では、PPP/PFIの検討などにおいて、様々な支援制度がありますので、参考にしてください。

内閣府ホームページ https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html

第7章 評価結果の公表

1 簡易な検討の結果の公表

第5章の1の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期

2 その他の方法による評価の結果の公表

第5章の2のその他の方法による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。） PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) 客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。） 入札手続の終了後等適切な時期

3 詳細な検討の結果の公表

第6章の詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI手法簡易評価調書の内容（「第6章の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの） 入札手続の終了後等適切な時期

【解説】

- PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合、事業実施部局が自らのホームページで、その評価結果を公表します。

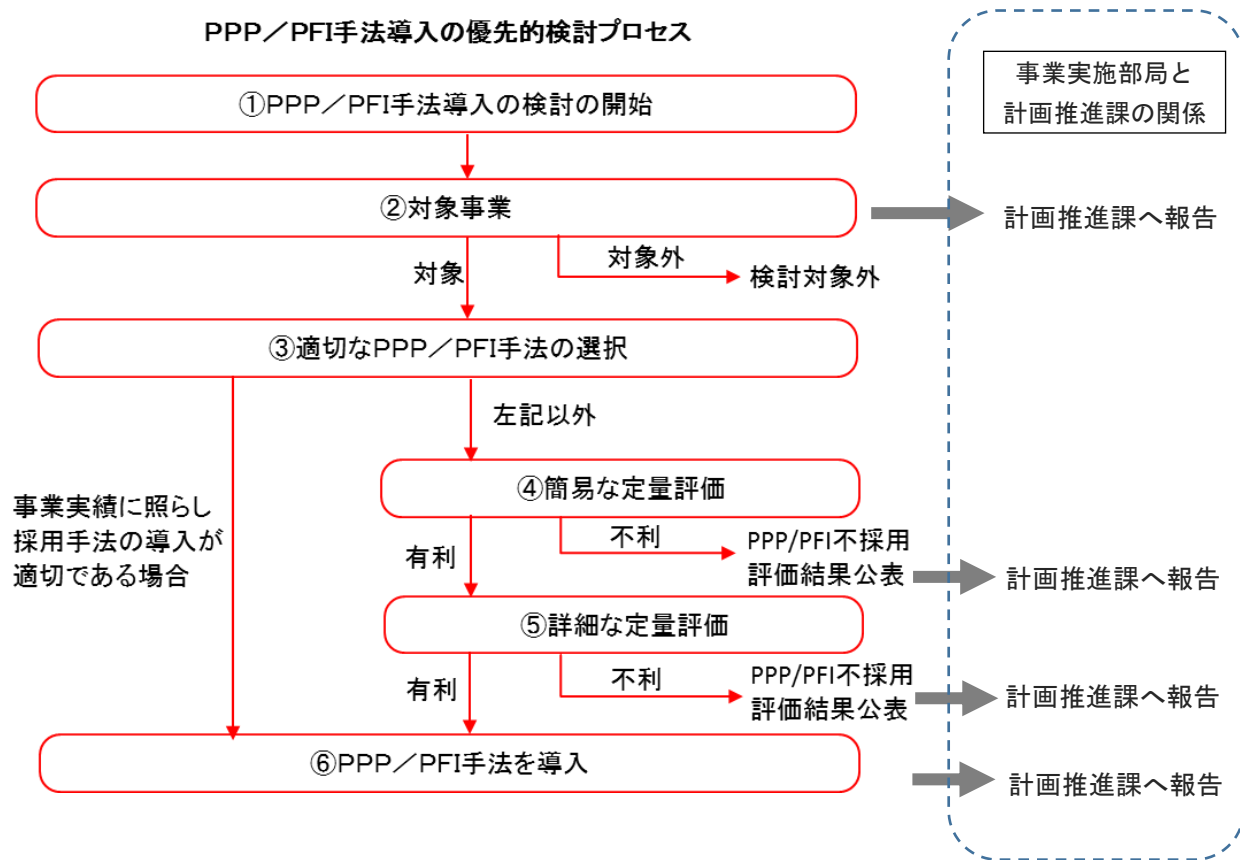
なお、ホームページでの公表前に、PPP/PFI総括担当部局（計画推進課）へ報告してください。評価結果を取りまとめたものは、PPP/PFI推進会議で情報共有します。

また、計画推進課ホームページでも事業実施部局へのホームページのリンクを貼り付けます。

- 公表時期について

- ・ 『(1)「導入しないこととした旨」及び「その他の事項（予定価格の推測につながらない事項）」』等については、PPP/PFI手法を導入しないことを決定した後、遅滞ない時期（1か月以内を目安）に公表してください。
- ・ 『(2)「簡易評価調書の内容」』等については、入札手続終了後等の適切な時期（1か月以内を目安）に公表してください。

○ PPP/PFI手法導入の優先的検討における検討開始から手法導入決定までの具体的なプロセスは、次のとおりです。



參考資料

PPP/PFI手法簡易定量評価調書

\	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となるPPP/PFI手法)
整備等(運営等を除く。)費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

(内閣府 PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引 24頁、記載例は26頁を参照)

PPP/PFI手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用(PSC)の算定根拠

公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	

＜簡易な検討の計算表(記載例)＞ (単位:千円、年)

■前提条件

		従来型手法	採用手法の条件	採用手法	前提条件の入力方法
手法		従来型手法		①BTO・BOT・BOO・RO	採用手法(「①BTO・BOT・BOO・RO」、「②DBO」、「③BT」、「④指定管理者制度」)から選択して下さい。(BOT・BOOは固定資産税等は考慮されていません。)
事業期間	整備期間	1年	従来手法-採用手法	1年	1年間に設定してあります(変更できません。)
	維持管理・運営期間		従来手法-採用手法	0年	1～50年間から選択して下さい。
費用・収入	整備費			0	従来型手法の整備費と、採用手法におけるコスト削減割合(%)を記入して下さい。
	維持管理・運営費(1年当たり)			0/年	従来型手法の維持管理・運営費と、採用手法におけるコスト削減割合(%)を記入して下さい。
	利用料金収入(1年当たり)			0/年	従来型手法の利用料金収入と、採用手法における収入増加割合(%)を記入して下さい。
資金面の内容	現在価値への割引率		従来手法-採用手法	0.0%	現在価値への割引率を記入して下さい。(標準は2.6%になります。)
整備費に対する資金調達の内容	整備費に対する補助金・交付金の割合				整備費に対する補助金・交付金の割合(%)を記入して下さい。
	整備費に対する起債の割合				整備費に対する起債の割合(%)を記入して下さい。
	整備費に対する一般財源の割合				整備費に対する一般財源の割合(%)を記入して下さい。
	整備費に対する民間資金の割合	—		整備費の100%	「100%-(補助金・交付金の割合+起債の割合+一般財源の割合)」が自動計算。BT・DB、DBOでは小計が100%になることを確認して下さい。
	小計	0%		100%	
整備費に対する公共側の資金調達	補助金・交付金の金額	0		0	
	起債金額	0		0	
	一般財源の金額	0		0	
	起債金利		従来手法-採用手法	0.0%	起債金利を%で入力して下さい。
	起債償還期間	0年	従来手法-採用手法	0年	維持管理・運営期間になります。
	起債償還方法		従来手法-採用手法	0年	期限一括、元利均等、元金均等から選択して下さい。
採用手法における整備費の資金調達	資本金額	—			SPCIに必要な資本金額を記入して下さい。(標準は10百万円)
	借入金額	—		0	「民間資金の金額-資本金額」が自動計算。
	借入金利	—			民間事業者の借入金利を入力して下さい。
	民間事業者の借入期間	—		0年	維持管理・運営期間になります。
採用手法の内容	割賦金利	—		0.0%	民間事業者の借入金利になります
	割賦期間	—		0年	維持管理・運営期間になります。
	法人税等	—		32.11%	実効税率は32.11%を入力してあります。
	調査等費用	—			調査等費用を記入して下さい。(標準は25,000千円になります。)
	採用手法における対価の調整	—			採用手法における対価の調整額で、自動計算されます。
採用手法の民間事業者の収益	民間事業者のEIRR(※)	—			民間事業者の収益(資本金に対する配当等の利回り)を記入して下さい。(標準は5%になります。)

(内閣府 PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引 35頁を一部抜粋)

■従来型手法での公共の収支

		仮定した内容	整備期間	維持管理・運営期間		
			-1	1	2	
整備費	補助金・交付金分支払	0	0			
	一般財源	0	0			
	起債元金・償還元金	0		0	0	
	資金調達費	起債金利	0.0%		0	0
	運営費		0/年		0	0
調査等費用			0			
支出合計(A)			0	0	0	
補助金・交付金分収入		0	0			
利用料金収入		0/年		0	0	
収入合計(B)			0	0	0	
純支出(C)=(A)-(B)			0	0	0	
現在価値での収支			0	0	0	

■採用手法での公共の収支

		仮定した内容	整備期間	維持管理・運営期間		
			-1	1	2	
整備費	補助金・交付金分支払	0	0			
	一般財源	0	0			
	起債元金・償還元金	0		0	0	
	資金調達費	起債金利	0.0%		0	0
	整備費の対価	割賦元金	0		0	0
	割賦金利	0.0%		0	0	
運営費の対価		0/年		0	0	
採用手法における対価の調整		0/年		0	0	
調査等費用		0	0			
支出合計(A)			0	0	0	
補助金・交付金分収入		0	0			
収入合計(B)			0	0	0	
純支出(C)=(A)-(B)			0	0	0	
現在価値での収支			0	0	0	

■採用手法での民間の損益

		仮定した内容	整備期間	維持管理・運営期間	
			-1	1	2
整備費の対価	一括受領分	0	0		
	割賦元金	0		0	0
	割賦金利	0.0%		0	0
運営費の対価		0/年		0	0
採用手法における対価の調整		0/年		0	0
利用料金収入		0/年		0	0
収入合計(A)			0	0	0
整備費		0	0		
運営費		0/年		0	0
借入金利				0	0
費用合計(B)			0	0	0
単年度損益(C)=(A)-(B)			0	0	0
法人税等			0	0	0
税引後当期損益			0	0	0
税引後当期損益+割賦原価-借入金元本償還				0	0
EIRR(※1)		#NUM!	0	0	0
税引後当期損益+割賦原価+支払利息				0	0
PIRR(※2)			0	0	0

■採用手法での民間の資金収支

		仮定した内容	整備期間	維持管理・運営期間	
			-1	1	2
資本金		0	0		
借入金		0	0		
整備費の原価(一括受領分)			0	0	0
整備費の原価(割賦受領分)				0	0
税引後単年度損益			0	0	0
資金収入合計(A)			0	0	0
借入金の元金返済		0		0	0
整備費		0	0		
資金支出合計(B)			0	0	0
資金収支(C)=(A)-(B)			0	0	0

(内閣府 PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引 35頁を一部抜粋)

北海道PPP／PFI手法導入優先的検討規程
(解説)

平成31年4月
(令和6年1月改訂)

北海道総合政策部計画局計画推進課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-231-4111 (代表)